

第4回

(仮称) 北区公民連携推進条例制定に向けた検討会

北区 政策経営部 しごと連携担当課

令和7年10月7日(火) 18:30~

@北とぴあ14階 スカイホール

次第

1. 開会

2. 議題

- (1) プラットフォームの再整理
- (2) 民間提案制度について

3. 報告

- (1) (仮称)北区公民連携推進条例の案文について
- (2) 北区公民連携ガイドライン概要版について

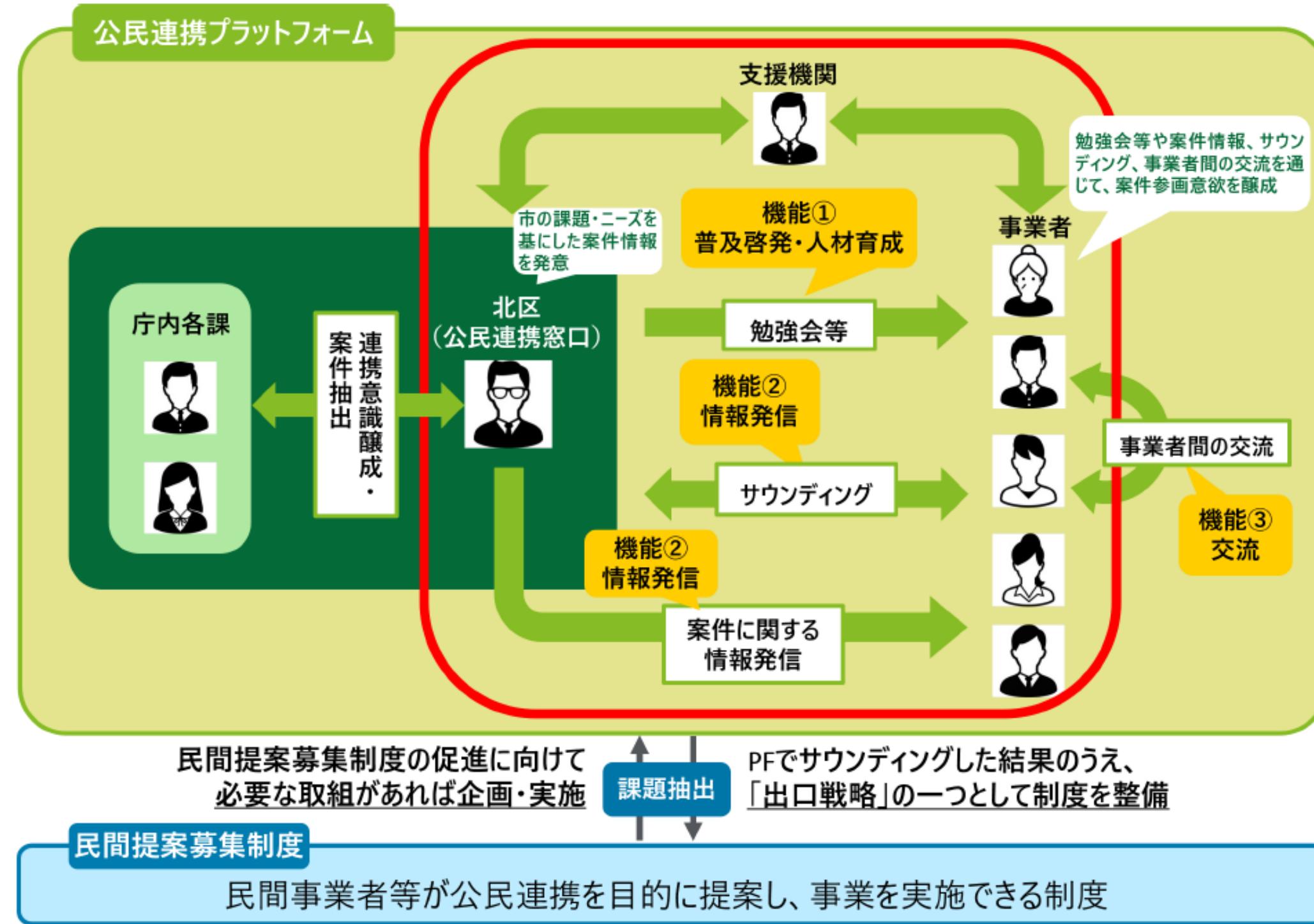
4. 閉会

プラットフォームの再整理

第3回の検討委員会でお示したプラットフォーム案

- ・民間と行政が、地域をより良くするための議論・対話ができる場（年3～4回）
- ・1対1の相談、何かを決定する会議体ではなく、開かれたフラットな場で交流し、顔の見える関係づくりを促進

■先進自治体事例（岡崎市）を参考にして、北区版とした場合のプラットフォームイメージ



※サウンディング

民間事業者との意見交換等を通して、事業に対して
様々なアイデアや意見を把握する調査

「岡崎市SDGs公民連携プラットフォーム」
スキーム図を一部改変
(出典)

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1425/p041280.html>

北区に置き換えると……

北区の公民連携でめざすもの

民間事業者

アイデアやサービスの提案
区民のニーズの把握

北区公民連携
プラットフォーム
学び・出会い・共につくる

行政

行政課題や制度テーマの提示、
交流する場の提供・伴走支援

- ・連携意識の醸成
- ・民間事業者が活動しやすい環境の充実

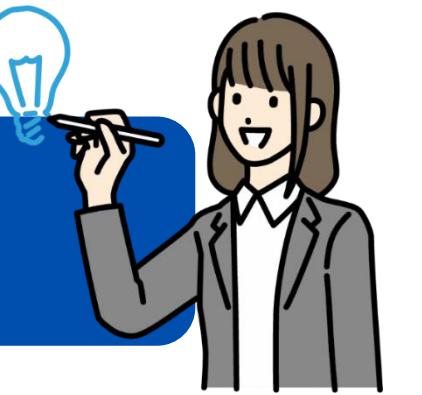
区民

サービス多様化 × 質の向上
⇒ 地域の価値の向上

プラットフォーム＝公民連携の「学び・出会い・共につくる仕組み」

- ・勉強会等を年に4回開催予定

①新しい発見・気づきの場



②多様な出会いが生まれる場



③意見交換の場の提供



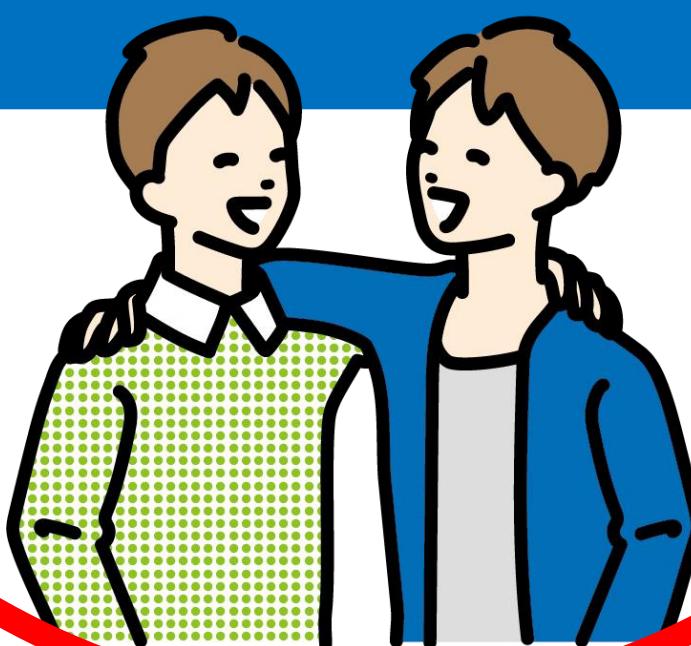
④事業化に向けた伴走支援

プラットフォームはこんな場所

- ・解決策を見つける
- ・問題を解決する
- ・具体的なプレゼンなど
- ・議論する



- ・出会いと発見の場
- ・共感・共有の場



テーマを確認する/新しい可能性を探っていく場所

以上をまとめると…

北区公民連携プラットフォーム

学び

事業のヒントを得られる

先取り情報や事例を学び、
区民ニーズを理解することで
新しい事業アイデアにつながる。



セミナー・勉強会

区内外の取り組み紹介

出会い

新しいつながりが生まれる

行政・異業種の民間事業者と出会い、
新しい仲間やビジネスの
きっかけを得られる。



交流会・行政とのマッチング

区の課題や制度の共有

共につくる

提案を後押ししてもらえる

テーマごとの意見交換等、事業化に
繋がる後押しを受けられる。

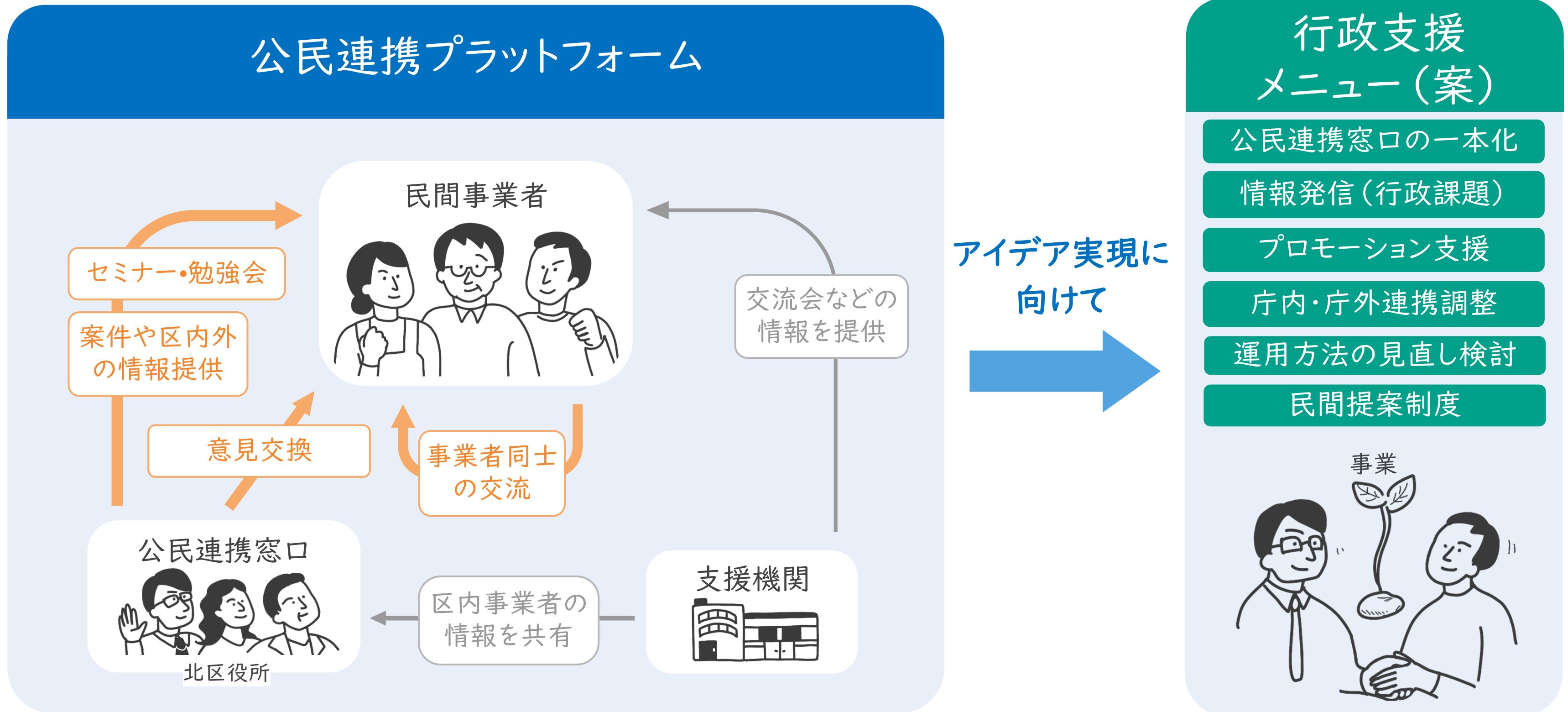


事業可能性の意見交換

制度への接続サポート

行政や民間事業者との「関係」と実現につながる「アイデア」を育てていきます!

出会いからアイデア実現の流れ

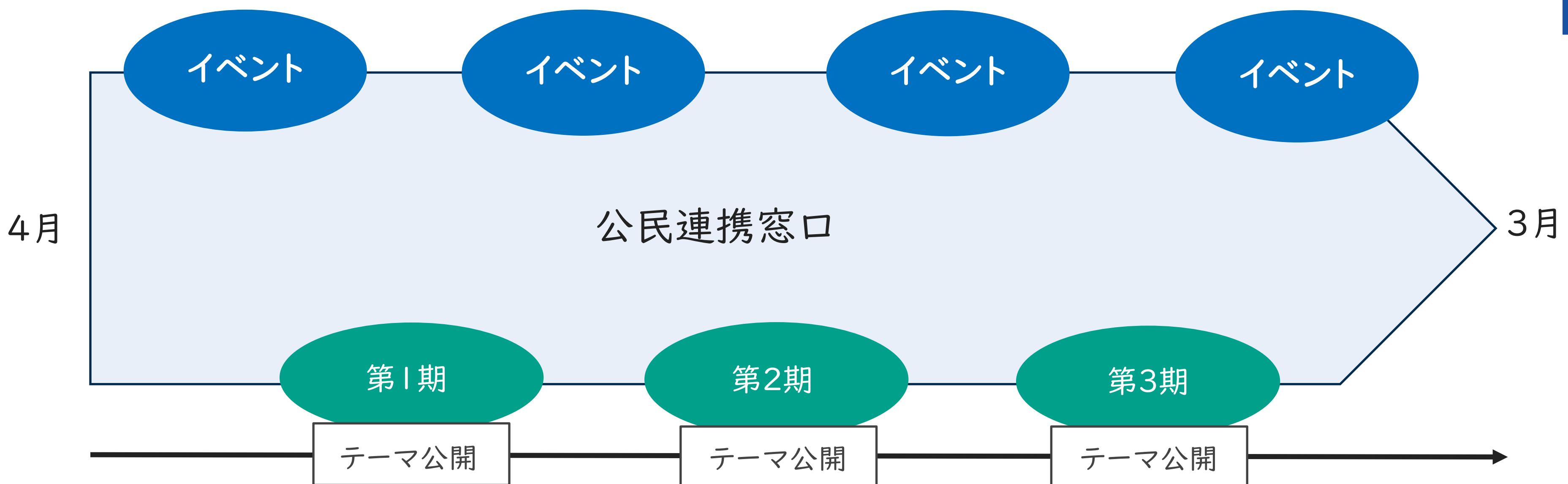


通常の流れ

公民連携PF

民間提案制度

※フリー型は隨時受付



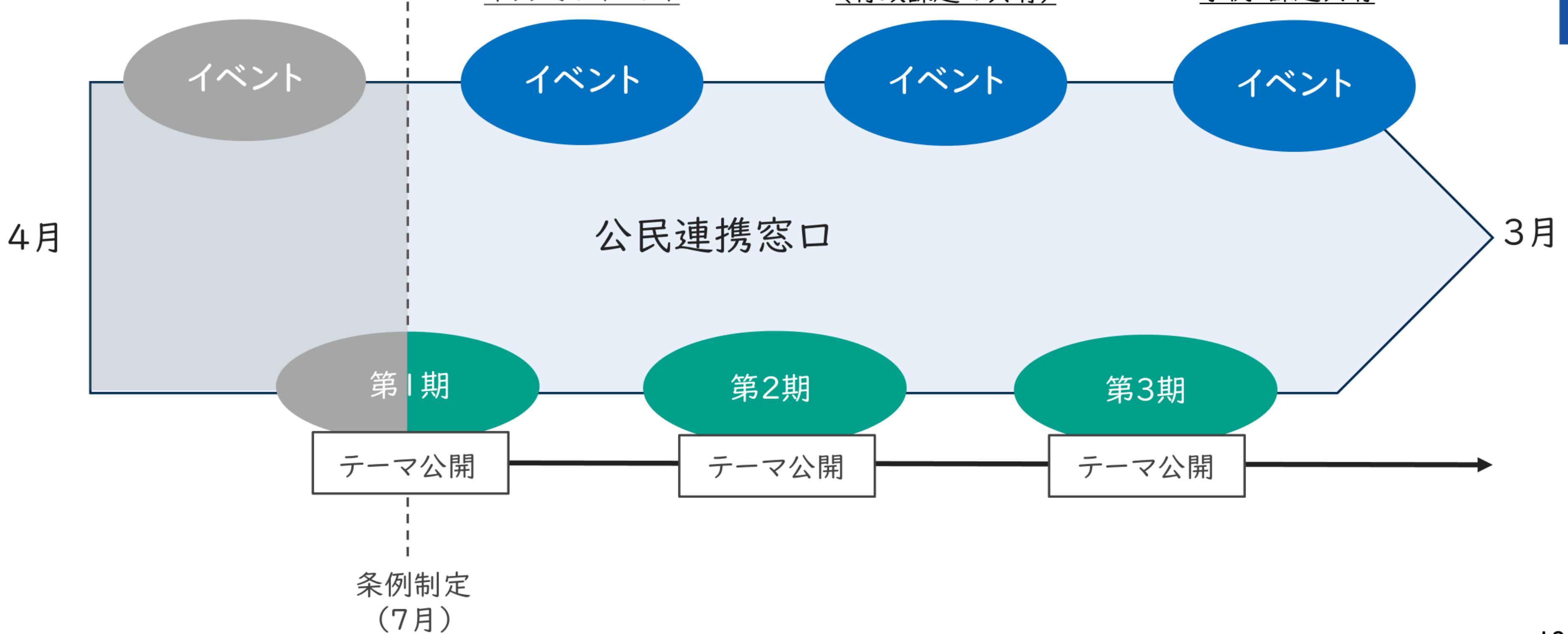
令和8年度予定

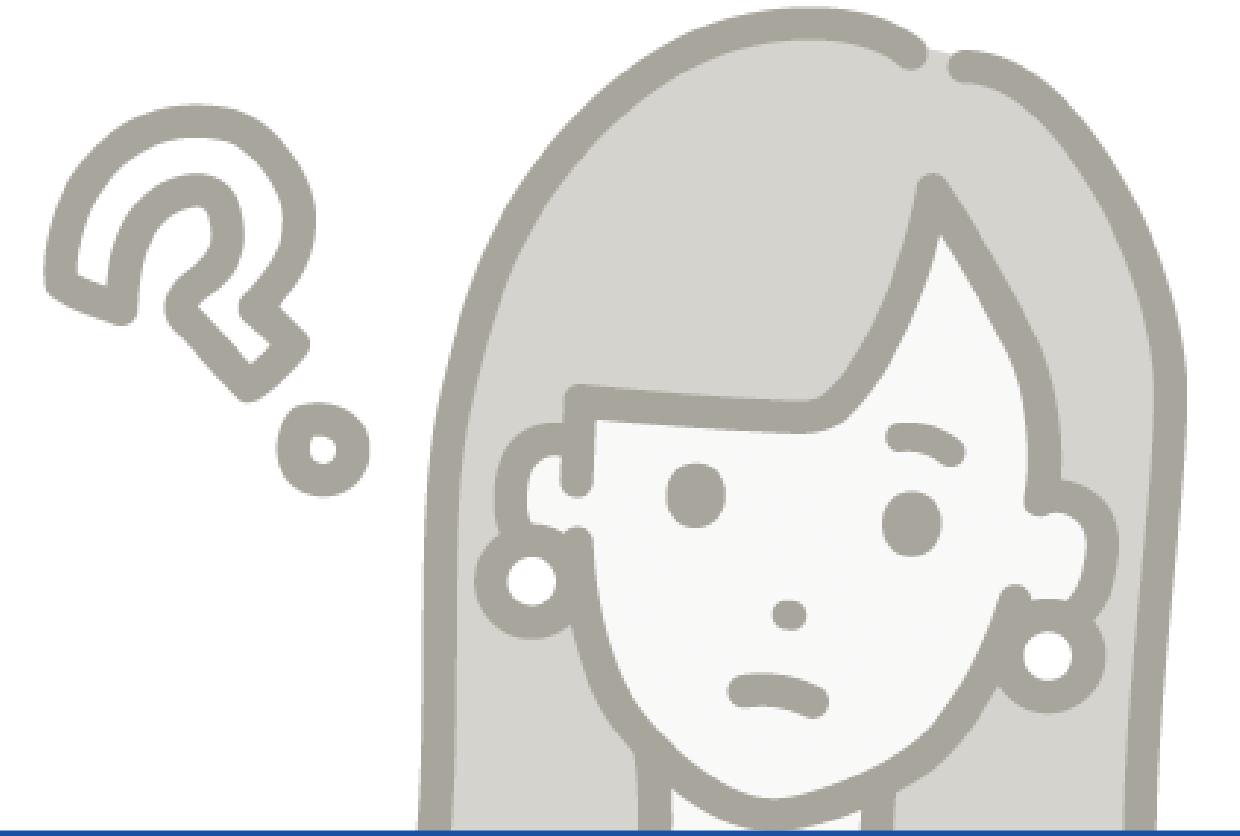
公民連携PF

民間提案制度

※フリー型は随時受付

R8はここから開始!!

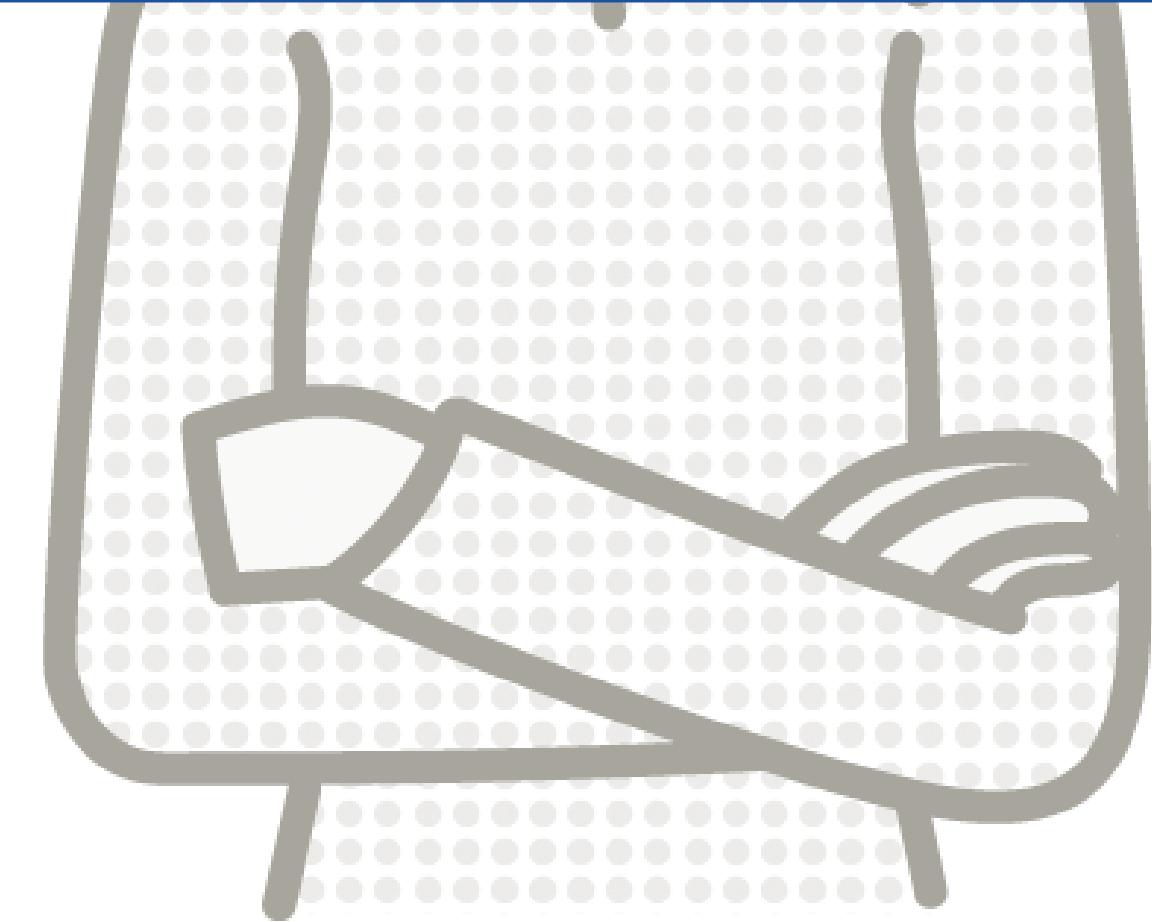




周知方法

時間帯・人数

積極的・継続的に参加してもらうためには？



交流会の
参加メリット

仕組みづくり

民間提案制度について

民間提案制度について

	テーマ型提案	フリー型提案
提案の範囲	設定されたテーマ	自由
課題の提示	<input type="radio"/>	なし
プラットフォームへの参加	<input type="radio"/> (課題共有・深堀り)	<input type="radio"/> (情報共有)
特徴	行政目的に合致しやすい	自社の強みやノウハウを基点に 自由に提案できる(※)

※区の政策に沿った提案であること

I. 参加要件（プラットフォーム及び民間提案制度）

- ・ 法人格を有している又はこれに準ずると区が認める企業等であること。
- ・ 団体等の運営に関する規則（規約、会則等）を定めていること。
- ・ 適切な会計処理が行われていること。
- ・ 政治活動、宗教活動又は、選挙活動を目的としていないこと。
- ・ 役員又は使用人が暴力団等に該当しないこと。
(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)

2. 取り扱うことのできない内容 (プラットフォーム及び民間提案制度)

- ・ 法令や公序良俗に反するもの。
- ・ 政治的、宗教的な関連性や要素があるもの。
- ・ 商品の販売や既存業務の請負などの単なる営業であるもの。
- ・ 特定の個人等を誹謗中傷するもの。
- ・ 人種、信条、思想等を差別するもの又は差別を助長するもの。
- ・ 第三者の個人情報又はこれに類する情報に関わるもの。
- ・ その他、区長が民間提案制度で取り扱うに適さないと認めるもの。



継続して提案してもらうためには？



(Ⅰ)(仮称)北区公民連携推進条例の 案文について

条文案

前文

北区ゆかりの渋沢栄一翁が提唱した「公益を追求するという使命や目的を達成するのに最も適した人材と資本を集め、事業を推進させるという考え方」である合本主義を深く鑑み、変化を恐れず地域に根ざして行政課題及び社会課題（以下、「行政課題等」という。）の解決を目指すことにより、持続可能な北区（以下「区」という。）の未来に向けた対話に基づく公民連携を進めていくため、ここにこの条例を制定する。

皆様からのご意見

「変化を恐れない」「挑戦する」「トライアンドエラー」

既存のやり方に囚われず新しいチャレンジが始まること

北区らしさ

条文案

第一条(目的)

この条例は、公民連携に関する基本的事項を定めることにより、区と民間事業者等がそれぞれの強みを發揮し、ともに区民ニーズに応じたサービスの更なる質の向上及び地域の価値を高め、もって区が目指す将来像を実現することを目的とする。

皆様からのご意見

対話に基づき公民がそれぞれの強み(矜持)を持って連携を進めていく

民間事業者が自らも参加できるというイメージ

パートナーシップの機会を拡大

「理想の北区の実現」

「区民のメリット」「区民目線」

条文案

第二条(定義)

2.公民連携 区と民間事業者等が、それぞれの持つアイデア、ノウハウ、資源、ネットワーク等を結集することにより、行政課題等の解決に資する公共サービスの提供等を図るために相互の対話を通じて連携することをいう。

皆様からのご意見

民間からの投資や出資を促し、地域課題の解決を目指す



条文案

第三条（基本方針）

区長は、行おうとする事業について、第一条に規定する目的の達成が見込まれる場合は、公民連携の可能性を検討し、公民連携事業として実施することを目指すものとする。ただし、法令等により区が直接実施することが規定されている事業を除く。

皆様からのご意見

行政が単独で事業実施するよりも良い結果が想定される場合には、公民連携の手法で行う

条文案

第四条(公民連携事業の原則)

2.区は、円滑な公民連携事業の推進を図るため、民間事業者等関係者間の必要な調整を行わなければならない。

3.民間事業者等は、公民連携事業に参画するに当たって、その公共性を理解し、関係法令を遵守するとともに、継続的な事業運営を図るよう努めなければならない。

皆様からのご意見

区の責務

民間事業者の責務

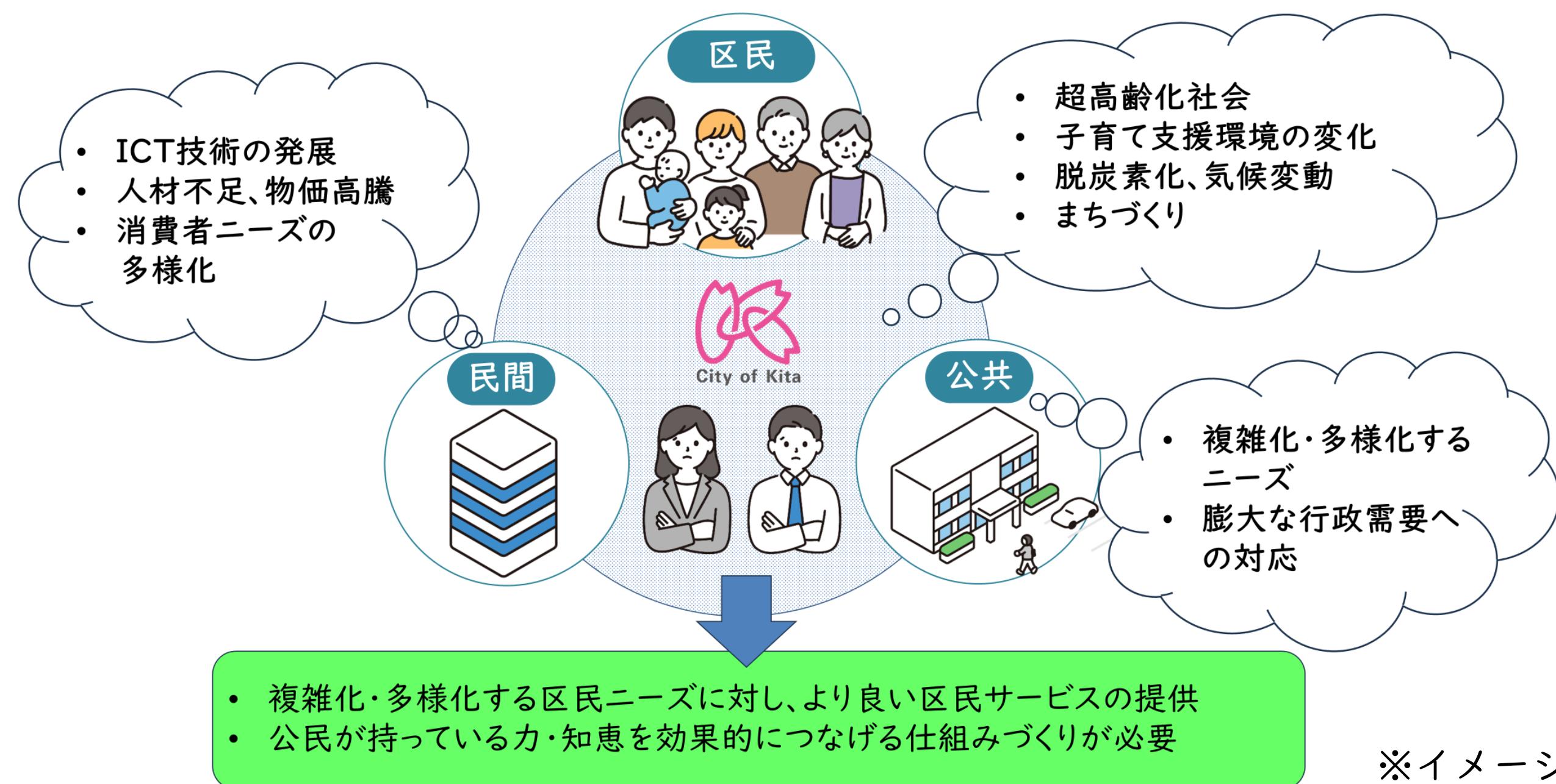
(2)北区公民連携ガイドライン 概要版について

北区公民連携ガイドライン（概要版）

令和8年 月

2 なぜ今、公民連携が必要か

北区を取り巻く環境は大きく変わり、しかも時代の流れは早い動きを見せて います。今後、さらに複雑で多様化する社会で区民の豊かな暮らしを実現するためには、行政が民間事業者等と連携した取り組みを行っていくことが必要です。



6 北区の公民連携の原則（3／3）

区の責務

区は、公民連携の原則を踏まえ、円滑な公民連携事業の推進を図るため、民間事業者等関係者間の必要な調整を行います。

民間事業者の責務

公民連携事業に参画する民間事業者等の皆さんにおかれましては、その公共性を共有していただき、関係法令を遵守するとともに、継続的な事業運営をお願いいたします。